

## 事業事前評価表

## 1. 案件名

国名：エジプト・アラブ共和国

案件名：エジプト・日本学校支援プログラム（エジプト・日本教育パートナーシップ）

L/A 調印日：2018 年 2 月 21 日

承諾金額：18,626 百万円

借入人：エジプト・アラブ共和国政府（Government of the Arab Republic of Egypt）

## 2. 事業の背景と必要性

## (1) 当該国における基礎教育セクターの開発実績（現状）と課題

エジプト・アラブ共和国（以下、「エジプト」という。）では、国公立の教育機関の授業料は無料となっており、2012/2013 年度の純就学率は初等教育で 96.5%、前期中等教育で 83.7%と、いずれも世界平均（初等教育 85%、前期中等教育 61%）以上の水準である。

他方、年率 1.5%を超える急激な人口増加に伴う生徒数の増加により、初等教育における 1 学級あたりの生徒数は過剰（OECD 平均 21.6 人の約 2 倍である 44 人）となっており、元々エジプトの学校校舎基準で規定している教室面積が日本の 3 分の 2 程度と狭い事もあり、教員が生徒に指導を行う上で十分な広さが確保できていない。また、義務教育において小学校 3 年生以上は進級・卒業認定試験に合格しなければ次学年及び中学校に進学出来ない制度があるため、暗記・試験重視の教育が行われており、生徒個々の理解促進や社会性を育む教育が行われていない。さらには教員の給与の低さと保護者の学歴重視から、放課後に教員が非公式に有料で家庭教師を行うことが常態化しており、教員による学校での授業軽視による質の低下が懸念されている。その結果、学校教育における生徒の理解不足や規律及び協調性の欠如といった問題が生じており、学校教育の質の改善が喫緊の課題である。また、地方部では教育行政が十分に機能しておらず、特に学校教育の質が低い等、教育の地域間格差が生じており、10 歳以上の非識字率は首都カイロの 19.3%に対し、ミニア等の地方では 2 倍以上の 40% 超となっている。

## (2) 当該国における基礎教育セクターの開発政策と本事業の位置づけ

これら課題に対し、エジプトでは 2014 年 1 月の新憲法で教育が全国民の権利であること、国際水準の教育を提供すること、少なくとも国民総生産の 6%を教育関連予算に、同 4%を大学前教育に充てることが規定されている。また新憲法を踏まえ、エジプトの長期開発戦略である「持続的開発戦略：エジプトビジョン 2030」（2016 年 2 月）や、基礎教育セクター戦略である「大学前教育戦略 2014-2030」においては、教育の量・質の向上や若者の能力強化が目標とされている。

上記政策を踏まえ、上述の若者の協調性や規律の欠如といった課題を解決する為、エジプト政府は掃除、日直といった教育活動や、学級会等の特別活動に代表される知・徳・体をバランスよく育成する日本の全人的教育モデル（以下、「日本式教育」という。）に着目し、学ぶ意欲や社会性の醸成に資する同教育を実践する、主に基礎教育を対象としたエジプト・日本学校（Egypt-Japan School。以下、「EJS」という。）

の開校に向けた準備を進めている。現在の教育・技術教育省（以下、「教育省」という。）の計画では、2017/2018 年度から 2020/21 年度までの 3 年間の開校フェーズに 212 校（日本式教育の実践に配慮した施設等の仕様を取り入れた学校として新規建設 100 校、全国展開を見据えた対象として既存のエジプトの公立校の改修 100 校、パイロット校として日本式教育を導入済みの 12 校）を地方部含むエジプト各地に新規開校・運営し、その後普及フェーズにおいて日本式教育モデルを全国に展開する予定。

しかし、教育関連予算の対 GDP 比は過去 10 年の実績では同約 3%前後に留まっており、現在、教育省からエジプト財務省に対して 2016/2017 年度追加予算及び中期予算計画（2017/18-20/21）における EJS に係る予算要求がなされているものの、教育省担当者によると、経済構造改革による政府支出の削減及び、増加する生徒に対応するための教職員の人件費増加に対応する為、同予算を全て確保することは難しい見込みであり、円借款によるセクター財政支援を期待されている。

エジプト・日本学校支援プログラム（エジプト・日本教育パートナーシップ）（以下、「本事業」という。）は、「エジプト・日本教育パートナーシップ」（Egypt-Japan Education Partnership。以下、「EJEP」という。）において、エジプトにおける日本式教育の導入、教育分野の政策策定という形で明記されている。なお、同パートナーシップはエジプトの若者の能力を強化し、平和・安定・発展及び繁栄を促進することを目的として、エジプトの大統領訪日時（2016 年 2 月）に両国首脳により発表された。

### （3）基礎教育セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国は対エジプト・アラブ共和国国別援助計画（2008 年 6 月）の中で、重点分野として「貧困削減と生活水準の向上」を掲げ、教育セクターを含む「公共サービスの拡充・改善」を開発課題としている。また、対エジプト・アラブ共和国 JICA 国別分析ペーパー（2016 年 3 月）でも、協力プログラムとして「日本式教育・人材育成支援プログラム」を挙げており、本事業はこれら方針・分析に合致する。

本事業は教育省へのセクター財政支援により、日本式教育の導入のため、EJS の開校に必要な資金を供与するものであり、エジプトにおける日本式教育の導入に向け、我が国が全面的に支援を行うことが明記されている EJEP の達成に資する。

JICA の過去のエジプトの基礎教育セクターに対する支援は以下のとおり。

- ・ 小学校理数科授業改善プロジェクト（1997～2000 年）
- ・ 小学校理数科教育改善プロジェクト（2003～2006 年）

### （4）他の援助機関の対応

エジプトの基礎教育分野においては、近年、主に児童数の増加に伴う教室の過密状態に対し、各ドナーによりエジプトのガイドライン（標準設計、調達基準等）に基づいた校舎建設プロジェクトが実施されている。以下は主要ドナーの取組み。

- ・ ドイツ KfW : Quality Education Support Programme（公立学校施設整備プロジェクト、約 140 億円、1996 年～）
- ・ EU : Expanding Access to Education and Protection for at Risk Children in Egypt（コミュニティ学校（一般公立校に通えない子供たちの為の補習学校）施設整備プロジェクト、約 145 億円、2008 年～2015 年）
- ・ USAID : Egypt US Learning Program（教育制度改善プロジェクト（技術協力）、

2014 年～)、Science, Technology, Engineering and Mathematics (STEM) School Project (科学教育強化プロジェクト、約 30 億円、2008 年～)

(5) 事業の必要性

本事業は、エジプトの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致する。また、EJEP で謳われている日本式教育の導入によってエジプトの教育の質の改善、若者の能力強化に資するものであり、SDGs ゴール 4 (教育) に貢献すると考えられることから、事業の実施を JICA が支援する必要性は高い。

### 3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、教育セクター向け財政支援を通じてエジプト政府が進める EJS の開校に向けた政策・制度構築を促すことにより、エジプトにおける日本式教育の導入を推進することで教育の質の改善及び若者の能力強化を図り、もってエジプトの経済安定及び開発努力の促進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

エジプト・アラブ共和国全土

(3) 事業概要

本事業では EJS の開校にあたり、大きく①標準化 (ガイドライン策定)、②法制化 (省令、予算配賦)、③モニタリング及び評価、④開校の四つのカテゴリに分けて、合計 36 の政策アクションを設定し、エジプト会計年度の 2017/18 年度から 2020/21 年度までの各年度の達成状況に応じて、教育省へのセクター財政支援を実施。各カテゴリの目標や、2017/18 年度から 2020/21 年度までに達成すべき主要な政策アクションは表 1 のとおり。

表 1 主要政策アクション

| カテゴリ       | 目標                                                                 | 主要政策アクション（括弧内は達成目標年度）                                                                                                                                                                                                             |
|------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 標準化        | 標準化した高品質の EJS を開校（始業）する為、共通の仕様及び基準を明示した開校ガイドラインを策定する。              | -共通の仕様及び運営・管理等の基準を明示した開校ガイドラインを策定する。（2017）<br>-同ガイドラインを EJS での活動を踏まえて毎年更新する。（2018～2019）<br>-普及（212 校より更に多くの学校への EJS 導入）フェーズの準備の為、開校ガイドラインを更新した普及ガイドラインを策定する。（2020）                                                                |
| 法制化        | EJS の法的な地位及び予算を確保する。                                               | -EJS を開校する上で、エジプトの一般校とは異なる仕様及び基準を適用する特別校としての法的な地位を確保するための省令を発令する。（2017）<br>-EJS 開校のためのエジプト側予算を確保する。（2017～2020）<br>-日本式教育モデル普及に向けた省令を発令する。（2017）                                                                                   |
| モニタリング及び評価 | EJS の品質を担保する為、モニタリングマニュアル策定、実施体制を整備の上、モニタリング及び評価を行う。               | -上記開校ガイドラインに沿って EJS が開校・運用（継続運営）されているか管理する開校モニタリングマニュアルを策定する。（2017）<br>-モニタリング及び評価を実施する実施体制を整備する。（2017）<br>-同マニュアルに沿って実施機関が毎年度モニタリング及び評価を行う。（2018～2020）<br>-日本式教育モデル全国普及モニタリングマニュアル及び恒久的な EJS 管理のための実施体制を整備し、普及フェーズの準備を整える。（2020） |
| 開校         | 開校ガイドラインに沿って教員養成、学校建設、機材整備、生徒募集等の EJS 開校計画を策定し、同計画に基づいて EJS を開校する。 | -教員養成、学校建設、機材整備、生徒募集等を含む EJS 開校計画を策定する。（2017）<br>-同計画に基づいて EJS を開校する。（2017～2019）<br>-日本式教育モデル普及の為の教員養成、学校建設、機材整備、生徒募集等を含む計画を策定し、全国普及に向けた準備を行う。（2020）                                                                              |

(4) 総事業費

18,626 百万円（うち、円借款対象額：18,626 百万円）

(5) 事業実施スケジュール

本事業のセクター財政支援開始は 2017 年 7 月（2017/18 年度のエジプト会計年度開

始月)とする。貸付完了(2021年7月を予定)をもって、事業完成とする。

(6) 事業実施体制

- 1) 借入人: エジプト・アラブ共和国政府 (Government of the Arab Republic of Egypt)
- 2) 事業実施機関: 教育・技術教育省 (Ministry of Education and Technical Education)
- 3) 操業・運営/維持・管理体制: 教育・技術教育省 (Ministry of Education and Technical Education)

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類: C
  - ② カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
- 2) 貧困削減促進: 特になし。
- 3) 社会開発促進(ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等): 本事業では、基礎調査にて先方政府とジェンダーに配慮した取り組みについて協議済み。

(8) 他ドナー等との連携

特になし。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) 運用・効果指標

| 指標                                 | 基準値<br>(2017年) | 目標値(2023年)<br>【事業完成2年後】 |
|------------------------------------|----------------|-------------------------|
| EJSで学ぶ学生数(人)                       | 0              | 技術協力の中で<br>今後決定         |
| 開校後運営中のEJS学校数(校)                   | 0              | 212校                    |
| EJSの生徒がルールや規律を守る事が出来る(教員への質問)*     | -              | 80%以上が同意                |
| EJSの生徒が自発的にクラスや学校の為に行動出来る(教員への質問)* | -              | 80%以上が同意                |

\*技術協力プロジェクトのモニタリング・評価活動における調査項目

内部収益率は算出せず。

(2) 定性的効果

エジプトの教育の質の向上、エジプトの若者の能力強化、エジプトの経済安定及び開発努力の促進。

5. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

## 6. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

タンザニア連合共和国における、貧困削減支援借款（PRSC）による世銀との協調融資を通じた財政支援の世銀独立評価（2013 年 7 月）等からは、財政支援による政策改善の効果向上のため、政策・制度改善の対象領域の絞り込みや機能的な指標の設定等が教訓として報告されている。この教訓を踏まえ、本事業ではエジプト側実施主体である Program Management Unit と協議の上、対象政策アクションを基礎教育セクターのうち日本・エジプト双方によって推進される EJS 開校及び日本式教育モデル普及に関連するものに絞り、具体的かつ達成確認基準の明確化が可能なものとした。

## 7. 今後の評価計画

### (1) 今後の評価に用いる指標

- ・ EJS で学ぶ学生数（人）
- ・ 開校後運営中の EJS 学校数（校）
- ・ EJS の生徒がルールや規律を守る事が出来る（教員への質問）
- ・ EJS の生徒が自発的にクラスや学校の為に働く事が出来る（教員への質問）

### (2) 今後の評価のタイミング

事後評価：事業完成 2 年後。

以 上